

日田市景観形成助成金交付要綱修理修景基準

修理基準

1. 修理対象建築物

木造建築物で昭和 28 年以前に建設され、現在も伝統的形式を留めている住宅または外構等を対象とし、修復や改修を行い、できるだけ後世に残していくよう努める建築物をいう。

2. 修理対象範囲

外観にかかる部分(復元または保存のために必要な構造耐力上主要な部分)

3. 外観の意匠

伝統的外観の現状修復を基本とする。ただし、建築当時の外観が不明な場合は、次のとおりとする。

- ① 屋根：和瓦葺(いぶし、黒、灰色)
- ② 軒裏：漆喰塗又は木材、化粧板張り
- ③ 外壁：漆喰塗(白・灰色)、土壁又は板壁
- ④ 腰壁：漆喰、なまこ壁、板壁又は洗い出し
- ⑤ 建具：木製又はカラーアルミサッシ

※ アルミサッシの場合は黒又は茶系統の格子戸や組子障子形式とし、外部に木製格子(窓のみ)等を取り付ける。

修景基準

1. 修景対象建築物

修理対象建築物以外で、隈の町並みと調和することとなる住宅等の建築物をいう。

2. 修景対象範囲

外観にかかる部分

3. 構造

在来工法による木造を原則とする。

やむを得ずその他の構造とする場合は、構造以外の修景基準を満たすものとする。

建築物の高さは、道路端から 5m の範囲は 13m 以下とする。(寺町地区のみ)

4. 屋根

勾配屋根とし、その勾配は周囲の家屋と類似したものとする。

道路端から 5m の範囲は勾配屋根とする。(寺町地区のみ)

黒または灰色若しくはそれに近い色彩の和瓦葺きを原則とする。

屋根及び庇は、通りから見えるようにする。(看板建築の防止)

5. 外壁・軒天・破風

白または灰色若しくは茶系統の色彩を原則とする。

周囲の町並みと調和し落ち着いた材質感のものを使用する。

壁面は伝統的様式を基本に、町並みの連続性を損なわない意匠とする。

6. 建具・格子

建具は、黒または茶系統の落ち着いた色とする。

伝統的様式を基本に、町並みの連続性を損なわない意匠とする。

空調等壁面に設置する設備は、通りから見えないようにする。やむを得ず露出する場合は格子等で目隠しをし目立たなくする。やむを得ず露出する場合は格子等で目隠しを行い目立たなくする。

7. 塀・門・門扉等

通りに面して設置する垣根または柵は、周囲の町並みと調和したものとする。

通りに面する空地および駐車場等は、町並みに調和した門・塀を設けるか、植栽による修景を行い町並みの連続性を保つようとする。

伝統的様式を基本に、けばけばしい色とはならないよう努める。

8. 看板など広告物

高さや面積など適切な規模とし、必要最小限に集約する。

周囲に与える突出感や違和感を軽減する。

伝統的様式を基本に、周囲の町並みと調和したもの。

基調となる色は、けばけばしくならないように努める。

9. 石段・石積み・石張り

石積みは、伝統的様式に基づくことを原則とする。

石段及び石積みが現存する場合は保存あるいは可能な限り再使用する。

水路等の側壁・出入口は周囲の町並みと調和したものにする。

10. その他

基準に沿って整備された建築物等は、基準内容が保持されるよう維持管理に努める。

地区施設等について、別に締結する管理協定等により協定者が維持管理を行うとされた場合は、協定者が適正な維持管理に努める。